

## 視線入力方式意思伝達装置における特例補装具費支給実態の推測

研究分担者 井村 保 (中部学院大学)

### 研究要旨：

補装具費支給制度では、基準にない新しい方式の装置等は特例補装具として支給されることがある。重度障害者用意思伝達装置の場合は、平成18年度に補装具になった当時には実用的な製品がなかった視線入力による装置が市販され、その購入の申請も多くなってきたが実態は明確ではない。そのため、身体障害者更生相談所に対する照会と福祉行政報告例における統計値を相互比較して、その全容を推測した。その結果、平成21年度以降での支給が確認されて以降毎年増加し、平成25年度には、約30件の支給と推測され、重度障害者用意思伝達装置の年間支給件数の5%に迫る値となり、その扱いについて基準に規定する必要があるといえる。

### A. 研究目的

重度障害者用意思伝達装置（以下、意思伝達装置）にかかる補装具費の支給については、当該都道府県または指定都市が設置する身体障害者更生相談所（以下、身更相）の適合判定を経て、市町村が行うことになっている。このとき、補装具費の支給対象となるものは、厚生労働省告示（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）（以下、告示）の購入基準に規定されているが、基準にないものでも真に必要な性が認められる場合には、特例補装具費として支給される場合がある。

このとき、特例補装具費の対象には、新たに登場した機器が多くみられるが、意思伝達装置の場合には、視線入力方式がその1つであり、ニーズも高くなってきている。そのため、本研究では、この視線入力方式による意思伝達装置における特例補装具費の状況を推測し、新たな方式として購入基準に規定することの必要性を検討することを目的とする。

### B. 研究方法

特例補装具費の全容（全数の詳細）を把握している資料はない。そのため、以下の資料を相互比較により分析し、視線入力方式の意思伝達装置の支給実態を推測する。さらに、今後の変動を予想する。

### a. 統計資料における支給状況

補装具費支給の実績は、厚生労働省が福祉行政業務報告例（福祉行政報告例）にて公表している。この統計資料では、補装具費の支給件数を種目ごとに全数把握することはできるが、具体的な判定（支給）機器は調査されていない。

そのため、この中から、意思伝達装置にかかる購入基準や特例補装具費としての支給件数（実数）を抽出し、年次推移をまとめた。

### b. 身体障害者更生相談所に対する照会調査

昨年度の研究では全国の身更相を対象とした照会調査を行っている<sup>1</sup>。この調査では、回収率が66.3%であり全数把握できていないが、特例補装具費の対応も照会している。

そのため、この結果もとに、特例補装具費の対象機種などの構成内訳（内容ごとの件数・比率）を推測する。

### C. 研究結果

#### (1) 年次の推移の推測

#### ① 統計資料における支給状況（実数把握）

福祉行政報告例において特例補装具費が別途計上されるようになった平成20年度以降の全

<sup>1</sup> 井村保. 重度障害者用意思伝達装置の補装具費支給判定に関する調査. 厚生労働省障害者対策総合研究事業・音声言語機能変化を有する進行性難病等に対するコミュニケーション機器の支給体制の整備に関する研究班、平成25年度総括・分担研究報告書、2014. p.19-42

表 1. 意思伝達装置にかかる補装具費支給件数の年次推移

	20年度	(特例)	21年度	(特例)	22年度	(特例)	23年度	(特例)	24年度	(特例)	合計	(特例)
購入申請件数	502	25	544	24	488	24	537	18	533	15	2,604	106
購入決定件数	486	25	531	24	471	23	517	18	528	14	2,533	104
金額(千円)	219,543	9,264	233,793	11,595	222,927	12,630	234,415	13,660	237,540	11,639	1,148,218	58,788
平均(千円)	452	370	440	483	473	549	453	759	450	831	453	565
修理申請件数	248	2	343	9	326	7	419	2	427	5	1,763	25
修理決定件数	246	2	340	9	328	7	413	3	425	5	1,752	26
金額(千円)	9,821	99	13,087	450	13,887	403	14,135	182	15,205	221	66,135	1,355

平成22年度 東日本大震災の影響により、岩手県(盛岡市以外)の一部、宮城県(仙台市以外)、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値。

平成23年度 東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値。

国合計は、購入基準では申請件数は106件(決定件数は104件、支給決定率は98.1%)である。また、特例を含む購入決定件数における特例補装具率は、2,637件中104件(4.1%)である(表1参照)。

なお、修理基準での特例申請件数は25件(決定件数は26件、支給決定率は104.0%)である。

### ②照会調査における支給状況(構成把握)

昨年度の照会調査で回答が得られた結果のうち、①の統計調査での把握に合わせた平成20年度以降(年度不明も含まない)の特例補装具費としての判定については、22カ所・57件であった(表2参照)。詳細が把握できた57件は、統計資料の項目でまとめた特例補装具費申請件数の合計106件(表1参照)の66.3%(照会調査の調査票回収率)にあたる70.3件とは比較すると、少ない値(判明率は53.7%)はである。

なお、24年度分には2件の不可ケース(うち1件は基準内で対応<sup>2</sup>したとの補足説明が書かれていたことから、実質的には支給可となったといえる)があった。また、他に2件は、昨年度報告した概要報告との件数調整で集計時に追加計上したものである。

### ③相互比較による視線入力方式の推測

初めて視線入力方式が確認できた21年度以降に限って検討する。51件中30件(58.8%)がソフトウェアを組み込むことで専用機器の意思伝達装置相当になるものが最多であるが、視線入力方式の実績も17件(33.3%)と確認でき、年次推移をみるとその増加が著しいことが確認できた。このような状況をふまえると、全体像の解明は、期間全体ではなく、年度単位で件数

表 2. 特例補装具費判定の年度毎の種別

年度	ソフト	視線	代替マウス	その他	総計	報告例での申請件数
20年度	6				6	25
21年度	4	1			5	24
22年度	10	3		1	14	24
23年度	5	6	1	1	13	18
24年度	11	7		1	19	15
総計	36	17	1	3	57	106

や支給金額を含めて比較検討する必要があるといえ、統計調査の購入決定金額から、視線入力方式の内訳を推測する。

視線入力方式の支給が確認される前年(20年度)での平均単価は370千円である。しかし、視線入力方式の支給が確認された21年度での平均単価は483千円である。このとき、視線入力方式は1,700千円であり、差額は1,330千円/台といえ、[(購入決定金額-370千円×決定件数)/1,330千円]によって視線入力方式の購入決定件数が以下の通り推定できる。

・平成21年度においては

$$(11,595 - 370 \times 24) / 1,330 \approx 2.0$$

であり、2件の支給と推定できる。これは、照会調査での判明値(1件)より、実際には1件多い(未判明にも1件の支給ある)ことが考えられる。

・平成22年度においては

$$(12,630 - 370 \times 23) / 1,330 \approx 3.1$$

であり、3件の支給と推定できる。これは、照会調査での判明値(3件)に一致する。

・平成23年度においては

$$(13,660 - 370 \times 18) / 1,010 \approx 6.9$$

であり、7件の支給と仮定できる。これは、照会調査での判明値(6件)より、1件多いことが考えられる。

※ 23年度からは製品価格の改定(1,380

<sup>2</sup> 特例での判定を行ったが、購入基準の読み替えにより市町村において購入基準での支給として報告されたものと推測できるもの。

千円)に伴い差額は 1,010 千円となる。

・平成 24 年度においては

$(11,639 - 370 \times 14) / 1,010 \approx 6.4$   
であり、照会調査での判明値 (7 件) と近い。  
しかし、前述の通り、統計調査を超えた最大  
4 件がこの金額に含まれない (基準内として  
別枠) 可能性もある。さらに端数もあること  
から、他にも全額支給と制限支給 (基準内支  
給扱い) があることが考えられる。

そのため、全額支給とそれ以外と区分して  
計算するために基礎額を 410 千円 (370 千円  
と 450 千円の平均額) として計算すると

$(11,639 - 410 \times 14) / 970 \approx 6.1$   
となり、6 件の全額支給となり 1 件以上の制  
限支給があったと推測できる。(これら以外に  
も前述の通り基準内支給が 1 件以上ある。)

## (2) 平成 25 年度の状況の推測

また、本研究での調査対象期間後の平成 25  
年度上半期 (4 月～9 月) の実態については、(公  
財) テクノエイド協会が調査を行い<sup>3</sup>、全 80 カ  
所中 72 カ所に発送し、69 所 (全数に対して  
86.3%) より回答を得ている。

この調査の中で、意思伝達装置に係る特例判  
定・28 件の実績が確認できる (表 3 参照)。こ  
の値は、本研究班での調査結果と比較し、回答  
率が高いこともあるが、特例補装具費に支給件  
数が多く、年間平均を超える件数となっている。

しかし、特例補装具における視線入力方式の  
占める割合は、平成 23-24 年度の値とほぼ同じ  
であることから、実態として視線入力方式に対  
するニーズが確実に増加してきて、それに対し  
て支給するケースも増加しているといえる。

表 3. 平成 25 年度上半期の意思伝達装置に  
関する特例補装具判定 (決定) 状況

方式	件数	割合
視線入力方式	13	46.4%
オペレートナビ	10	35.7%
文字等走査入力方式	2	7.1%
入力反転装置	1	3.6%
呼び鈴+スイッチ	1	3.6%
(未確認)	1	3.6%
合計	28	100.0%

<sup>3</sup> 補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修のあり  
方等に関する調査 (平成 25 年厚生労働省度総合福祉推進事業、  
(公財) テクノエイド協会)

なお、本年度に公表された平成 25 年度福祉  
行政報告例では、意思伝達装置の特例補装具は  
申請：49 件、購入決定：48 件、総額：48,781  
千円 (単価：1,016 千円) であった。件数、単  
価ともこれまでの金額を大きく超えていること  
から、テクノエイド協会の調査にあるように、  
視線入力方式の支給がさらに増加していること  
が推測できる。なお、平成 25 年度においては、  
購入基準においても申請：603 件、購入決定：  
592 件) と、例年を大きく上回っている<sup>4</sup>。

平成 24 年度と同様に、全額支給とそれ以外  
と区分して計算するために基礎額を 410 千円と  
して計算すると

$(48,781 - 410 \times 48) / 970 \approx 30.0$   
となり、30 件 (特例補装具においては 62.5%)  
の全額支給があったと推測できる。この割合は  
テクノエイド協会の上半期の調査より高いが、  
判定に時間を要するため、下半期での支給が多  
かったことは想定される。

## D. 考察

各種調査の相互比較による補間から、特例補  
装具費の支給状況の全容を推定した。

特例補装具費の全件数は年度での変動も多い  
が、視線入力方式は 21 年度に初めて確認され  
て以降、年々増加している。特に、24 年度にお  
いては、他の基準に合わせた上限額を設定した  
支給が確認されたとともに、相当数あることが  
推測できる。これは、判定に苦慮する各身更相  
間で情報交換を行い、他所の対応例を参考とし  
て判定を行っていることが背景にあると考えら  
れる。

視線入力方式の支給実績は年々増加し、本研  
究および (公財) テクノエイド協会の調査で判  
明した自治体に限っても、別表に示すように、  
16 自治体 (9 道府県・7 指定都市) から 32 件  
の支給が確認できた (自治体名は非公開とする)。  
なお、指定都市を都道府県に組み入れた場合は、  
12 都道府県 (25.3%) での支給実績の確認とな

<sup>4</sup> この要因については未確認であるが、障害者総合支援法へ  
の移行により身体障害者手帳未取得の難病患者等の申請や、  
視線入力方式以外にも、WindowsXP のサポート終了に伴う機  
器の更新 (再申請) があったことなどが推測される。

った。

また、意思伝達装置に対する特例を含む購入決定件数に対しての構成割合は、平成 25 年度においては 4.7%程度の割合と推測できる。しかし、特例補装具としての支給以外にも、上限設定による基準内支給扱いや、他の補装具とは異なり自費購入のケースもあることが考えられ、実質的にはさらに高い割合となっている可能性も否定できない。

## E. 結論

視線入力方式による意思伝達装置の特例補装具としての支給実績は、複数自治体での複数台数の支給実績は確認できる。特に平成 25 年度においては、特例補装具の基準化の目安である 5%ルール（第 2 回補装具評価検討会、平成 19 年 3 月 23 日）に極めて近い状況にある。そのため、補装具としての扱いを検討する必要がある。

しかし、支給判定における基準や、支給後の利用状況などを把握できなければ、利用者（適用者）像を明示できず、基準に盛り込むことは困難である。そのため、利用状況のフォロー調査等を行い、具体的な利用者像を明確にする必要がある。なお、上限金額についても、全額が妥当かどうかは、市場に流通する一般要素も含めて価格構造を検討する必要がある。

また、補装具制度の根幹にもかかわる問題であるが、視線入力方式は、身体に直接装着しないことから、現在の補装具の要件に対応するかを明確に検討し、他制度の適用も含めて検討することが必要である。

さらに、長期にわたり利用できない場合も想定されることから、貸与制度での対応を含めて、文字等走査入力方式や生体現象方式による装置との入れ替えを容易にする仕組みの検討も不可欠といえる。

## F. 健康危険情報

（統括研究報告書にまとめて記載）

## G. 研究発表

### （1）論文発表

なし

### （2）学会発表

- ・井村保、伊藤和幸. 重度障害者用意思伝達装置の支給判定および利用の現状と課題. 第 29 回リハ工学カンファレンス講演論文集 2014(CD-ROM).

## H. 知的所有権の出願・登録状況

なし

（※本研究に関しては、申告すべき COI（利益相反）状態はない。）

付表. 視線入力方式による意思伝達装置の特例補装具支給状況

自治体	研究班				小計	テクノ		総計
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度		25 前期	25 年度	
(都道府県)						2		2
(都道府県)						1		1
(都道府県)			3	2	5	5		10
(都道府県)		3		1	4			4
(都道府県)				(1:基準内)	1			1
(都道府県)				1	1			1
(都道府県)						1		1
(都道府県)			1		1			1
(都道府県)						2		2
(指定都市)				1	1	1		2
(指定都市)				1	1	1		2
(指定都市)				1	1			1
(指定都市)				(1:不可)	1			1
(指定都市)			1		1			1
(指定都市)			1		1			1
(指定都市)	1				1			1
<b>実績判明数</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>19</b>	<b>13</b>	<b>-</b>	<b>32</b>
<b>年間推計値</b>	<b>2 以上</b>	<b>3 以上</b>	<b>7 以上</b>	<b>9 以上</b>	<b>21 以上</b>	<b>-</b>	<b>30 以上</b>	<b>41 以上</b>